掛川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 概要版

1. 計画改定の方針

「地球温暖化対策の推進に関する法律」が 1999 年に施行され、各地方公共団体は、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画（実行計画）の策定が義務付けられました。

これを受けて、本市は 2006 年3月に「掛川市地球温暖化防止実行計画」を策定しました。この計画は、策定後の地球温暖化を取り巻く社会状況などを踏まえ、2010 年 12 月に改訂されました。

また、本市の取組に、最新の地球温暖化に対する知見、対策のための技術などを考慮した新たな実行計画として、2019 年3月に「掛川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、より強力に地球温暖化対策を推進していくこととしました。

前計画（2010 年 12 月改訂版）及び現計画「掛川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

項目	前計画（2010 年 12 月）	現計画（2019 年3月）
基準年度	2009 年度	2013 年度
計画期間	2010 年度～2014 年度（5年間）	2019 年度～2030 年度（12 年間）
中間年度	－	2024 年度
目標年度	2014 年度	2030 年度
対象温室効果ガス	CO_2、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン	
対象範囲	市及び出先機関が行う事務事業	本市が所有する全ての公共施設、及び本市が行う事務事業全般
削減目標	2014 年度までに 2009 年度比 5.0%削減	2013 年度を基準に、2030 年度までに 40%削減
中間目標	－	2013 年度を基準に、2024 年度までに 10%削減
目標の達成	基準年度（2009 年度）比で 13.1%減少：目標を達成	2022 年度に基準年度比で 35.2%削減：中間目標を達成

今回の改定では、本市の事務事業からの温室効果ガスの削減目標を、国の目標と比べて遜色のない水準とすることを基本とします。

そして、新たな削減目標の達成に向けて、確実かつ計画的に温室効果ガス排出量を削減できるよう、前計画で示した職員一人ひとりの日常的な取組を継続することを基本とした上で、次の段階として再生可能エネルギーの導入や設備機器の更新への取組にステップアップし、これまで以上に地球温暖化対策を推進していきます。

このため、本市の実情を踏まえた計画の推進のための体制を構築することとします。

計画改定の方針

1. 国の目標と比べて遜色のない目標とします。
2. 再生可能エネルギーの導入など、温室効果ガスの削減に向けて実効性のある取組にステップアップします。
3. 職員の行動変容を促すような制度を構築します。

2. 2022 年度実績値及び課題

2022 年度の温室効果ガスの排出量は約 8,196t-CO_2/年で、基準年度（2013 年度）に比べて、約 35%を削減しています。また、本市の事務事業からの温室効果ガス排出量のほとんどが CO_2 で、2022 年度における温室効果ガス排出量約 8,196t-CO_2 のうち、CO_2 が 98.8%であり、次いで N_2O が 0.8%、CH_4 が 0.3%となっています。

本市では、温室効果ガスの排出量の削減の施策として、調整後排出係数が低いかけがわ報徳パワー（株）の電気を約 46%使用しています。

仮に中部電力ミライズ（株）の電気を 100%使用した場合の 2022 年度の温室効果ガスの排出量は約 12,299t-CO_2/年で、基準年から約 3%の削減となり、目標の達成は困難になります。

温室効果ガスの排出量の推移及び目標

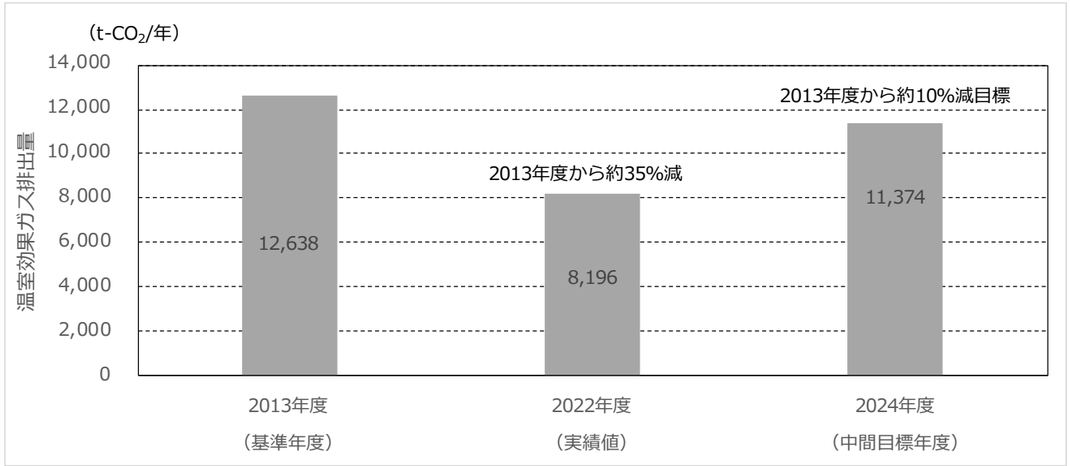

本市の温室効果ガス排出量のほとんどはエネルギーの使用に伴う CO_2 であり、CO_2 排出量の多くは電気の使用によるものです。

公共施設での電気使用量が減少傾向で推移していることなどから、職員一人ひとりの省エネに対する意識は高く、日常の業務における取組も、省エネを意識したものとなっていることが伺われます。

しかし、市の施設の多くは、利用者を考慮しなければなりません。

また、施設の利用方法の変化（利用時間の延長等）や老朽化（設備機器の経年劣化等）の影響も無視できません。

このため、現在行われている職員一人ひとりの取組だけでは、エネルギー使用量と CO_2 排出量の継続的な削減は困難になると考えられます。

温室効果ガス排出量の削減に係る課題

本市の温室効果ガスの排出特性を考慮すると、エネルギーの使用に伴う CO_2 排出量の削減に向けて、 現状の職員の日常的な省エネの取組（ソフト対策）を継続することを基本とした上で、次の段階である再生可能エネルギーの導入や設備機器更新の取組（ハード対策）にステップアップすることが望まれます。

3. 温室効果ガスの削減目標

本計画では、国の目標と比べて遜色のない水準の目標を設定することを基本とし、これまで温室効果ガス排出量を目標年度（2030 年度）までに基準年度（2013 年度）比で 40%削減としていましたが、2022 年度の実績等を考慮し、60%削減することを目標とします。

目標　2013 年度を基準に、2030 年度までに 60%削減

（1）国の地球温暖化対策計画に掲げる削減目標の達成に向けて、本市としても最大限協力します。国の政府実行計画では、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量の削減目標は、2030 年度に 2013 年度比で 50%削減となっており、本市の計画は、これを上回る水準の目標を設定し、地球温暖化防止に取り組みます。

（2）市役所が率先して地球温暖化対策に取り組み、エネルギーや資源の有効活用に努めることで、将来にわたって快適に暮らすことのできる、持続可能なまちづくりを目指します。

4. 温室効果ガスの削減目標

（1）基本方針

本市では、地球温暖化対策を強化し、省エネの取組などをこれまで以上に効果的・効率的に進めることにより、全職員が一丸となって温室効果ガスの削減目標の達成を目指します。

このため、本計画は、従来の環境配慮意識の向上や環境配慮行動の推進といった職員一人ひとりの日常業務に関する取組を更に推進しつつ、温室効果ガスの削減効果が大きい再生可能エネルギーの導入、設備機器の更新などによる省エネや創エネにも重点的に取り組みます。

基本方針及びその内容は次のとおりです。

基本方針1　徹底した省エネ化、再生可能エネルギーの導入	
	再生可能エネルギーの率先導入
	公共施設照明の LED 化の推進
	施設整備における ZEB 化等の推進
	施設管理・運用における省エネ化の推進
基本方針2　職員の率先行動の推進	
	CMS（カーボンマネジメントシステム）の推進
	職員の環境意識や行動変容の推進
	電気、燃料、紙等の使用量の削減
	廃棄物排出量の削減、再資源化の推進
基本方針3　環境に配慮した事業の推進	
	環境価値の活用
	事業やイベントにおける環境配慮
	公用車のエコロジーカーへの転換
	公共工事における環境配慮

電子化による紙類使用量の削減

エコカーへの転換

5. 目標達成のための削減シナリオ

目標達成のための削減シナリオを下記に示します。

基本方針にある様々な取組を進めることにより、60.0%の削減効果を見込みます。

基本方針	取組	削減効果	削減効果の設定根拠
基本方針1 徹底した省エネ化、再生可能エネルギーの導入	再生可能エネルギーの率先導入	－3.0%	設置予定容量より設定
	公共施設照明の LED 化の推進	－7.0%	導入施設目標より設定
	施設整備における ZEB 化等の推進	－2.0%	見込み値として設定
	施設管理・運用における省エネ化の推進	－3.0%	見込み値として設定
基本方針2 職員の率先行動の推進	CMS の推進	－1.0%	見込み値として設定
	職員の環境意識や行動変容の推進	－2.0%	見込み値として設定
	電気、燃料、紙等の使用量の削減	－2.0%	見込み値として設定
	廃棄物排出量の削減、再資源化の推進	－1.0%	見込み値として設定
基本方針3 環境に配慮した事業の推進	環境価値の活用	－30.0%	継続活用として設定
	事業やイベントにおける環境配慮	－1.0%	見込み値として設定
	公用車のエコロジーカーへの転換	－2.0%	見込み値として設定
	公共工事における環境配慮	－1.0%	見込み値として設定
その他	施設の統廃合やエアコン設置による増減	－5.0%	見込み値として設定
合計		－60.0%	

6. 推進体制
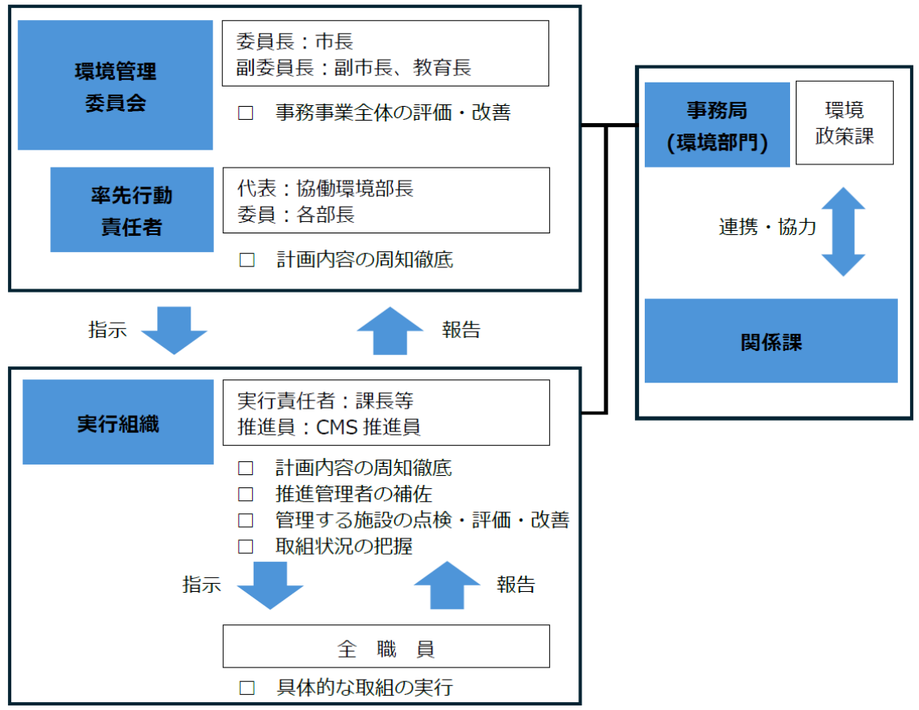
本計画の推進体制は、掛川市役所 CMS をベースにしており、環境マネジメントの体制の中で地球温暖化防止に向けた取組を進めていきます。